



2018年8月1日  
東京MOU事務局

## **MARPOL 条約（海洋汚染防止条約）附属書 VI（船舶による大気汚染の防止） に関する合同集中検査キャンペーンの実施について**

東京MOUは、パリMOUと合同で MARPOL 条約附属書 VI（船舶による大気汚染の防止）に関する集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign：C I C）を本年9月1日から11月30日までの3か月間、実施します。本C I Cの概要は、以下のとおりです。

### **1. 本C I Cの背景**

国連その他で酸性雨及びオゾン層破壊物質に対する国際的な取組みが進められている中で、IMO（国際海事機関）では、MEPC（海洋環境保護委員会）において大気汚染の問題を優先課題として取り組み、1997年に新たに附属書 VI（船舶による大気汚染の防止）を追加する MARPOL 条約の改正（MARPOL 条約の1997年議定書）が採択されました。MARPOL 条約附属書 VI では、船舶から排出される硫黄酸化物及び窒素酸化物についての規制が定められているほか、オゾン層破壊物質及び揮発性有機物の意図的な排出が禁止されています。

本C I Cは、同附属書が発効（2005年5月19日）してから10年以上が経過し累次の改正が発効していることや2020年からは燃料油の硫黄分規制の強化など新たな規定が発効することも踏まえ、以下を主な目的として実施することとしたものです。

- (1) 海運業界における MARPOL 条約附属書 VI の規定への適合水準を見究めること
- (2) 船舶乗組員及び船舶所有者の MARPOL 条約附属書 VI の規定への適合意識を高めること
- (3) 大気汚染防止及び附属書 VI の規定への適合を確保することが両 MOU の加盟当局にとって重要な議題となっていることを業界へ発信すること
- (4) MARPOL 条約附属書 VI の規定への適合の確認を統一した方法で実施することへの両MOUの強い責任感を強調することにより、同規定への適合水準の向上を図るとともに公平な競争条件の確保を図ること

### **2. C I Cの概要**

C I Cの期間中、P S C検査官は、11の質問により構成される質問票（別添）により、船舶及び船舶乗組員が MARPOL 附属書 VI の規定に適合していることを確認します。

なお、C I C期間中、同一船舶が複数回のC I C検査を受けることはありません。

通常のP S C検査と同様に、欠陥が発見された場合には、欠陥を記録し特定の時期までに修正することを船長に指示する措置から、欠陥が補正されるまで船舶の航行を差し止める措置まで、欠陥の重大性等に応じた措置が執られることとなります。また、航行差止め処分を受けた場合には、従来どおり、東京MOU及びパリMOUのウェブサイトにも月ごとに船名等が公表されることとなります。

東京MOU及びパリMOUでは、C I C期間中、合計で概ね 10,000 件の検査実施を見込んでおります。

なお、C I Cの検査結果及びその分析については、I M Oに提出するため、取り纏めた上で、それぞれのMOUのP S C委員会に報告されることとなっています。

**<お問合せ先>**

東京エムオウユウ事務局 久保田、寧(ニン)  
電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

## **Editor's note**

**東京MOU**：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、PSCを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2018年7月末現在、以下の20の当局がメンバーとなっている。また、パナマが準メンバーとなっているほか、6の当局及び7のIGOがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ヴィエトナム

オブザーバー：北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）、リヤドMOU、カリブ海MOU

**ポート・ステート・コントロール（PSC）**：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

**集中検査キャンペーン（CIC）**：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のPSC検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。これまで実施したCICのテーマは以下のとおり（※はパリMOUと合同で実施）。

1998年 ISM コード※

1999年 GMDSS

2002年 ISM コード※

2003年 バルクキャリアに関する安全措置※

2004年 ISPS コード

2005年 操作要件

2006年 MARPOL 条約附属書 I※

2007年 ISM コード※

2008年 航行の安全※

2009年 救命艇※

2010年 有害物質

2011年 構造安全及び満載喫水線※

2012年 FSS コード※

2013年 主補機※

2014年 STCW 条約休息时间※

2015年 閉鎖区域への立入※

2016年 貨物固縛方法

2017年 航行の安全※

「船舶からの大気汚染防止に関する集中検査キャンペーン質問票

**CIC on MARPOL ANNEX VI**  
**MARPOL ANNEX VIに関するCIC**

Inspection Authority:			
Ship Name:		IMO Number:	
Date of Inspection:		Inspection Port:	

	Questions	Yes	No	N/A
1	<p>Are bunker delivery notes, with details of fuel oil for combustion purposes, kept available on board for the required period of 3 years?</p> <p>燃焼を目的とした燃料油の詳細が記述された燃料油供給証明書は船上に3年間保管されているか？</p>			
2*	<p>Do bunker delivery notes indicate that fuel oils delivered and used on board is not exceeding the maximum allowed sulphur content, as appropriate?</p> <p>燃料油供給証明書は、供給され、かつ、使用されている燃料油の硫黄分濃度が許容値を超えていないことを示しているか？</p>			
3	<p>Do ships which are using separate fuel oils to comply with the maximum sulphur content of 0.1% m/m in fuel oil while operating in SOx emission control areas, have a written procedure showing how fuel oil change-over is to be done for achieving compliance with the above requirements when entering SOx emission control areas?</p> <p>SOx-ECA 域内での航行中に最大硫黄分含有濃度 0.1%<math>m/m</math> の基準に適合するために二以上の燃料油を使用する船舶は、SO<sub>x</sub>-ECA に入域する際に使用するための当該燃料油の交換作業の詳細が記述されている燃料油変更作業手引書を有しているか？</p>			
4*	<p>Are alternative arrangements, (e.g. scrubbers) installed on board according to regulation 4.1 approved by the flag State?</p> <p>4.1 規則に従い旗国主管庁に承認された代替設備（スクラバー等）が搭載されているか？</p>			
5	<p>Do ships which are using separate fuel oils to comply with the maximum sulphur content of 0.10% m/m in fuel oil and entering or leaving SOx emission control areas, record detailed information showing that the ship has completed/initiated the change-over in the logbook prescribed by the Administration?</p> <p>SO<sub>x</sub>-ECA に入出域する際に、最大硫黄分含有濃度 0.1%<math>m/m</math> の基準に適合するため二以上の燃料油を使用する船舶は、燃料油交換作業の終了及び開始等の詳細情報が主管庁が定める航海日誌に記録されているか？</p>			
6	<p>Do ships which have rechargeable systems containing ozone-depleting substances (refer to the supplement to the IAPP Certificate, item 2.1), have the ozone-depleting substances record book maintained?</p> <p>IAPP 証書追補 2.1 に記載されている、再充填可能なオゾン層破壊物質を使用する装置を搭載する船舶において、オゾン層破壊物質記録簿が維持されているか？</p>			

7	<p>Where an Approved Method in accordance with Annex VI, regulations 13.7.1-13.7.5 (refer to the supplement to the IAPP Certificate, item 2.2.1) is installed, has such an installation been confirmed by a survey using the verification procedure specified in the Approved Method File, including appropriate notation on the ship's International Air Pollution Prevention Certificate of the presence of the Approved Method?</p> <p>IAPP 証書追補 2.2.1 に記載されているように、13.7.1 規則から 13.7.5 規則に基づき承認された適合手法である場合、当該基準適合改造は、IAPP 証書への適切な標記を含め、基準適合改造手引書に記載される確認手法を利用した検査により確認されているか？</p>			
8	<p>For ships equipped with a shipboard incinerator or thermal waste treatment device installed as an alternative arrangement, is the ship's crew responsible for the operation of the equipment familiar with, properly trained in, and capable of implementing the guidance provided in the manufacturer's operating manual?</p> <p>船上焼却炉又は代替の熱廃棄物処理装置が搭載されている船舶において、当該装置の操作に責任を有する乗組員は、製造者説明書に記載されている手順について、習熟し、適切に教育を受け、実施する能力を有しているか？</p>			
9*	<p>Are the master and crew familiar with essential shipboard procedures in the approved VOC Management Plan relating to the prevention of air pollution from ships?</p> <p>船長及び乗組員は、船舶からの大気汚染に関する承認された揮発性物質放出防止措置手引書に精通しているか？</p>			
10	<p>Does the ship keep on board a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP)?</p> <p>船上に、二酸化炭素放出抑制航行手引書が保管されているか？</p>			
11	<p>Was the ship detained as a result of the Inspection Campaign?</p> <p>検査キャンペーンの結果、船舶は拘留されたか？</p>			

Note: Questions 1 to 10 answered with a "NO" MUST be accompanied by a relevant deficiency on the Report of Inspection.

質問1～10において「NO」を選択した場合、関連する欠陥が指摘されなければならない。

If the box "NO" is ticked off for questions marked with an "\*", the ship may be considered for detention.

アスタリスク "\*"を付した質問に対して「NO」を選択した場合、本船の拘留が検討される場合がある。

**(注) 日本語訳はあくまでも仮訳ですので、正式には英文を参照して下さい。**